

高森町技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

1. 取組方針策定の目的及び現状について

現在、本町には8名の技能労務職員が勤務をしているが、今日において地方公共団体の技能労務職員は、その職務の性格や内容が、民間企業の従業員と同一又は類似しているにもかかわらず、給与を比較すると高額ではないかという指摘や批判が相次いでいる。これを踏まえ、今後さらに厳しくなるであろう財政状況も勘案し、いま一度技能労務職員の給与等について総合的な点検を行い、適正な給与制度の確立と運用をしていくべく、取組方針策定に至った。平成18年4月には、国の給与構造改革に伴い給料水準を1.2%引き下げた。また今後においても集中改革プランで示しているとおり民間委託及び退職者の不補充等で財政面の改革を行っていく。

(1) 職種ごとの人数、平均給与、平均年齢等のデータ

区分	公務員						民間							
	平均年齢		職員数		平均給料月額		平均給与月額(A)		対応する民間の類似職種	平均年齢		平均給与月額(B)		A/B
高森町	47.3	歳	8	人	291,200	円	307,100	円						
うち 学校給食員	50.1	歳	3	人	315,900	円	330,000	円	調理師	43.2	歳	216,900	円	113,100
うち 自動車運転手	*	歳	*	人	*	円	*	円	自家用自動車運転手	56.9	歳	219,600	円	*
うち その他	45.8	歳	4	人	289,600	円	301,400	円						

民間データは、「賃金構造基本統計調査（賃金センサス）」において公表されているデータを使用している。（平成16～18年の3ヶ年平均）

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 職種別・年齢別職員数、平均給与月額

年齢	学校給食員		自動車運転手		その他	
	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数
～17						
18～19						
20～24						
25～29						
30～34						
35～39						
40～44						
45～49						
50～54						
55～59						
60～64						
65～						
合計						
平均年齢						

学校給食員、自動車運転手、その他は、全技能労務職員の内訳である。

年齢区分は、ひとつの参考例であるので、適宜設定する。

(3) その他給与に関する事項

給料表について

全ての職種について、国と同じ行政職給料表（二）の5級制を適用している。

特殊勤務手当について

本町においては、支給の実績なし。

昇給基準について

・毎年1月1日に前1年間の勤務成績に応じて、4号給（55歳を超える場合は2号給）を標準として昇給。

2. 基本的な考え方

国や県が示しているように、技能労務職員の給与が民間に比べて高い水準となっているという指摘があっているが、本町においては特殊勤務手当の支給の実績はなく、給料表についても国に準じていることから、すぐにでも取り組むべき改革というのは考えにくい。取組方針策定の目的で述べたように、今後において、退職者の不補充等を通して、民間との均衡が保てるように努力していく。

3. 具体的な取組内容

給料表については、今後も国に準じることとし、昇給については技能労務職のみならず、全職種を対象とした人事評価制度を導入、運用することで、評価に応じた昇給制度の確立を図る。特殊勤務手当については、今後も支給の予定なし。

4. その他

技能労務職員の定員については、適当なものだと判断しているが、今後においては行財政改革の面からも退職者の不補充・民間への行業務委託を推進し、本町に適した職場づくりを目指し、全職員で取り組むこととする。